

山梨県公報

号外第十二号

平成二十八年

三月十一日

金 曜 日

目 次

規 則

- 山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手續に関する条例の施行期日等を定める規則……………一
- 山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則……………一
- 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………九
- 山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………一四
- 山梨県障害者幸住条例施行規則……………一四
- 山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………二七

規 則

山梨県規則第五号

山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手續に関する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成二十八年三月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手續に関する条例の施行期日を定める規則

山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手續に関する条例(平成二十七年山梨県条例第四十六号)の施行期日は平成二十八年六月二十四日とし、同条例附則第一項第二号に掲げる規定の施行期日は同年三月二十四日とする。

山梨県規則第六号

山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則を次のように定める。

平成二十八年三月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則
(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例(平成二十八年山梨県条例第一号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(不均一課税の申請期間等)

第二条 条例第五条の規定により不均一の課税を受けようとする者は、次の各号に掲げる税目ごとにそれぞれ当該各号に定める期間内に、不均一課税申請書(第一号様式)を山梨県総合県税事務所の長(以下「県税事務所長」という。)に提出しなければならない。

- 一 事業税 山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)第四十条第一項又は第四十四条第一項に規定する期間(次号及び第三号において「申請期間」という。)
- 二 不動産取得税 条例第三条の規定による不均一課税の対象となる家屋を事業の用に供した日の属する年又は事業年度に係る申請期間
- 三 固定資産税 第一年度分にあつては、条例第四条の規定による不均一の課税の対象となる償却資産の取得後最初に到来する申請期間と地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百四十五条第一項において準用する同法第三百八十三条に規定する期間とのいずれか後の期間、第二年度分及び第三年度分にあつては、同法第七百四十五条第一項において準用する同法第三百八十三条に規定する期間

2 県税事務所長は、不均一の課税の申請をしようとする者が、前項に規定する期間内に不均一課税申請書を提出することができなかった場合においてやむを得ない理由があると認めるときは、期限を指定して当該申請書を提出させることができる。

3 県税事務所長は、前二項の規定により不均一課税申請書の提出があつた場合は、不均一の課税をすることがどうかについて決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(徴収猶予の申請等)

第三条 条例第七条の規定により不動産取得税の徴収猶予を受けようとする者は、山梨県県税条例第五十五条第一項の規定により不動産の取得の事実を申告する際、不動産取得税徴収猶予申請書(第二号様式)を県税事務所長に提出しなければならない。

2 県税事務所長は、前項の規定により不動産取得税徴収猶予申請書の提出があつた場合は、徴収猶予をすることがどうかについて決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第二条第一項若しくは第三条第一項に規定する申請書の提出に係る期間の末日が到来している場合又はこの規則の施行の日から起算して二十九日以内に当該期間の末日が到来する場合には、当該申請書を提出しようとする者は、これらの規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して三十日間はその申請書を提出することができる。

第1号様式（第2条関係）

不均一課税申請書

年 月 日

山梨県総合県税事務所長 殿

住所（所在地）
 氏名（名称） 印
 個人番号（法人番号）

山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例第5条の規定により、次のとおり不均一の課税を申請します。

不均一の課税を受けようとする	年度	
	税目	
法人の場合は事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 連結法人 <input type="checkbox"/> 延長法人 <input type="checkbox"/> どちらでもない
地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定の日及び適用条文	年 月 日	<input type="checkbox"/> 地域再生法第17条の2第1項第1号 <input type="checkbox"/> 地域再生法第17条の2第1項第2号
対象となる特定業務施設	所在地	
	名称	
	種類	
対象となる特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額	建物及びその附属設備	円
	構築物	円
	機械及び装置	円
	船舶	円
	航空機	円
	車両及び運搬具	円
	工具、器具及び備品	円
	合計	円

- 注 1 この申請書には、次の書類を添付すること。
- (1) 対象となる特定業務施設の用に供する減価償却資産の明細書（別表1）
 - (2) 事業税について、不均一課税の対象となる所得金額又は収入金額計算書（別表2）
 - (3) 事業税について、電気供給業、ガス供給業又は倉庫業の法人にあっては、県内に有する固定資産の明細書（別表3）
 - (4) 不動産取得税について、対象となる家屋の敷地である土地の明細書（別表4）
 - (5) 対象となる家屋又は構築物の設置状況を明示した対象施設の平面見取図
 - (6) 地域再生法第17条の2第4項の認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画の内容を明らかにする書類
 - (7) その他山梨県総合県税事務所長が必要と認める書類
- 2 個人事業税のみの不均一課税申請については、個人番号の記入は要しない。

別表1

対象となる特定業務施設の用に供する減価償却資産の明細書							
資産名称	用途	床面積 (㎡) 又は 数量	建設着手 年月日	取得年月 日	取得価額	事業の用に 供した 年月日	帳簿価額
合計							

備考 電気供給業、ガス供給業又は倉庫業に係る事業税の不均一課税申請以外については、帳簿価額の記入は要しない。

別表2

不均一課税の対象となる所得金額又は収入金額計算書				
	①	②	③	①×②／③
電気供給業、ガス供給業又は倉庫業（A）	山梨県において事業税の課税標準となるべき所得金額又は収入金額	当該新設し、又は増設した特別償却設備に係る固定資産の価額	当該特別償却設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額	不均一課税の対象となる所得金額又は収入金額
鉄道事業又は軌道事業（B）	山梨県において事業税の課税標準となるべき所得金額	当該新設し、又は増設した軌道のうち特別償却設備に係る軌道の延長キロメートル数	当該軌道を新設し、又は増設した者が県内に有する軌道の延長キロメートル数	不均一課税の対象となる所得金額
（A）（B）以外の事業	山梨県において事業税の課税標準となるべき所得金額又は収入金額	当該新設し、又は増設した特別償却設備に係る従業者の数	当該特別償却設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の従業者の数	不均一課税の対象となる所得金額又は収入金額

（A）（B）以外の事業に係る従業者の明細書

事業年度 月	年 月 日から 年 月 日まで												計	事業年度末日現在の数値	
	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末			
当該新設し、又は増設した特別償却設備に係る従業者の数															（イ）
当該特別償却設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の従業者の数															（ロ）
比率（イ）／（ロ）															

別表3

電気供給業、ガス供給業又は倉庫業に係る県内に有する事務所又は事業所の固定資産の明細書（土地以外（特定業務施設の用に供する減価償却資産を除く））					
資産名称	用途	床面積（㎡） 又は数量	取得年月日	取得価額	帳簿価額
合計					

電気供給業、ガス供給業又は倉庫業に係る県内に有する事務所又は事業所の固定資産の明細書（土地）						
所在	地番	地目	地積（㎡）	取得年月日	取得価額	評価額
合計						

別表 4

対象となる特定業務施設の家屋の敷地である土地の明細書

所在	地番	地目	地積 (㎡)	取得年月日	取得価額	敷地として使用している対象家屋の名称
合計						

不動産取得税徴収猶予申請書

年 月 日

山梨県総合県税事務所長 殿

住所（所在地）

氏名（名称） 印

個人番号（法人番号）

山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例第7条の規定により、次のとおり徴収猶予を申請します。

土地	不動産取得税の課税対象となる土地	所在		地番		
		地積 (㎡)		地目		
		取得年月日				
	上記のうち徴収猶予の対象となる家屋の敷地である土地	地積 (㎡)				
		上記の土地を敷地として新築又は増築される家屋	用途		着手予定年月日	
			床面積 (㎡)		事業の用に供する予定年月日	
家屋	不動産取得税の課税対象となる家屋	所在地				
		用途		取得年月日		
		床面積 (㎡)		事業の用に供する予定年月日		
	上記のうち徴収猶予の対象となる家屋	床面積 (㎡)				
予定される家屋又は構築物の取得価額の合計額						

注 この申請書には、山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例第3条の規定の適用があるべきことを証する書類を添付すること。

山梨県規則第七号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十六年山梨県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	126,400	199,300	246,800	276,600
	2	127,300	200,700	248,000	278,500
	3	128,300	202,100	249,100	280,300
	4	129,200	203,400	250,400	282,200
	5	130,200	204,700	251,300	284,000
	6	131,200	206,100	252,600	285,800
	7	132,200	207,500	253,800	287,500
	8	133,200	208,900	255,000	289,400
	9	134,000	210,300	256,100	291,100
	10	135,000	211,900	257,300	292,900
	11	136,000	213,500	258,500	294,600
	12	137,100	214,900	259,700	296,400
	13	137,900	216,200	260,800	298,000
	14	138,900	217,700	261,900	299,700
	15	139,900	219,200	262,900	301,300
	16	140,900	220,500	264,000	302,800
	17	142,000	221,600	265,100	304,400
	18	143,200	222,400	266,300	306,000
	19	144,400	223,300	267,400	307,700
	20	145,600	224,300	268,400	309,400
	21	146,700	225,200	269,400	310,700
	22	147,900	226,700	270,500	312,100
	23	149,100	228,000	271,600	313,500
	24	150,300	229,100	272,700	315,000
	25	151,500	230,600	273,700	316,400
	26	153,000	231,900	274,800	317,900
	27	154,500	233,200	275,900	319,300
	28	156,000	234,500	277,000	320,700
	29	157,400	235,700	278,000	322,300
	30	158,900	236,900	279,100	323,500
	31	160,400	238,200	280,100	324,800
	32	161,900	239,500	281,100	326,000
	33	163,400	240,600	282,000	327,100
	34	165,200	241,900	282,900	328,000
	35	167,000	243,100	284,000	329,100
	36	168,800	244,300	285,100	330,200
	37	170,600	245,600	285,800	331,300
	38	172,300	246,900	286,700	332,400
	39	174,000	248,200	287,600	333,400
	40	175,700	249,500	288,500	334,400
	41	177,600	250,600	289,400	335,400
	42	179,100	251,900	290,400	336,400
	43	180,600	253,100	291,400	337,400
	44	182,100	254,400	292,300	338,400

再任職員及び任期付職員以外の職員

45	183,500	255,300	293,000	347,000
46	185,000	256,400	293,900	348,400
47	186,400	257,600	294,800	349,900
48	187,800	258,700	295,700	351,400
49	189,200	259,900	296,400	353,000
50	190,400	261,100	297,000	353,800
51	191,700	262,300	297,700	355,000
52	192,800	263,300	298,500	356,000
53	194,000	264,400	299,100	356,900
54	195,100	265,500	299,900	358,000
55	196,200	266,700	300,600	358,900
56	197,300	267,900	301,300	360,000
57	198,400	268,900	302,000	360,900
58	199,500	269,900	302,700	361,600
59	200,500	271,000	303,500	362,300
60	201,500	272,000	304,200	363,000
61	202,500	273,100	304,800	363,400
62	203,600	274,200	305,500	364,000
63	204,700	275,200	306,200	364,700
64	205,700	276,300	306,900	365,400
65	206,600	277,200	307,400	365,700
66	207,500	278,000	307,900	366,400
67	208,200	278,800	308,500	367,100
68	209,100	279,600	309,100	367,800
69	210,000	280,500	309,700	368,100
70	211,200	281,300	310,100	368,700
71	212,200	282,100	310,600	369,400
72	213,100	282,800	311,100	370,000
73	213,800	283,600	311,400	370,300
74	215,000	284,300	311,900	370,900
75	216,100	285,100	312,400	371,600
76	217,300	285,900	312,800	372,200
77	218,300	286,500	313,000	372,600
78	219,500	287,000	313,300	373,100
79	220,700	287,500	313,600	373,700
80	221,800	287,900	313,900	374,200
81	222,800	288,300	314,200	374,700
82	224,000	288,700	314,500	375,300
83	225,100	289,200	314,800	375,800
84	226,200	289,700	315,100	376,100
85	227,300	290,100	315,300	376,500
86	228,400	290,700	315,700	377,000
87	229,500	291,300	316,000	377,400
88	230,600	291,900	316,200	377,800
89	231,700	292,200	316,400	378,200
90	232,800	292,700	316,700	378,700
91	233,900	293,200	317,000	379,100
92	235,100	293,600	317,300	379,500

93	236,200	294,000	317,500	379,800
94	237,200	294,500	317,800	
95	238,100	295,000	318,100	
96	239,100	295,500	318,300	
97	240,100	295,800	318,500	
98	241,100	296,200	318,800	
99	242,100	296,700	319,100	
100	243,000	297,200	319,300	
101	244,000	297,600	319,500	
102	244,900	298,000		
103	245,800	298,300		
104	246,700	298,600		
105	247,600	298,900		
106	248,400	299,300		
107	249,200	299,700		
108	249,900	300,100		
109	250,700	300,400		
110	251,300	300,800		
111	251,900	301,200		
112	252,400	301,500		
113	252,600	301,700		
114	253,000	302,000		
115	253,500	302,300		
116	254,000	302,500		
117	254,600	302,700		
118	255,000	303,000		
119	255,500	303,300		
120	256,000	303,500		
121	256,300	303,700		
122	256,600	304,000		
123	256,900	304,300		
124	257,200	304,500		
125	257,400	304,700		
126	257,600	305,000		
127	257,900	305,300		
128	258,200	305,500		
129	258,400	305,700		
130	258,600	306,000		
131	259,000	306,300		
132	259,200	306,500		
133	259,500	306,700		
134	259,900			
135	260,200			
136	260,500			
137	260,700			
138	261,000			
139	261,200			
140	261,500			

	141	261,800			
	142	262,000			
	143	262,300			
	144	262,600			
	145	262,800			
	146	263,000			
	147	263,300			
	148	263,500			
	149	263,800			
	150	264,100			
	151	264,400			
	152	264,600			
	153	264,800			
	154	265,100			
	155	265,300			
	156	265,500			
	157	265,800			
	158	266,100			
	159	266,400			
	160	266,700			
	161	266,800			
	162	267,100			
	163	267,400			
	164	267,700			
	165	267,800			
	166	268,100			
	167	268,400			
	168	268,700			
	169	268,800			
	170	269,100			
	171	269,400			
	172	269,700			
	173	269,800			
	174	270,100			
	175	270,400			
	176	270,700			
	177	270,800			
再任用職員		200,900	222,000	242,800	273,500
任期付職員		130,200			

別表第六中

38
38
38
38
38
38
39
39
39
39
39
39
39
39
40
40
40

を「37 38 38 38 38 38 38 39 39 39 39 39 39 39 39」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の技能労務職員の給与に
関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、平成二十七年四月
一日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の技能労務
職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定に
よる給与の内払とみなす。

(給料の切替え等)

3 この規則に基づく給料の切替え及びこれに伴う措置については、山梨県職員給与条
例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）の適用を受ける職員の例による。

山梨県規則第八号

山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次の
ように定める。

平成二十八年三月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例施行規則（昭和五十一年山梨県規則第
三十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県立青い鳥老人ホーム設置及び管理条例施行規則

第一条中「山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例」を「山梨県立青い鳥老人
ホーム設置及び管理条例」に改める。

第二条中「山梨県立青い鳥福祉センター（以下「センター」という。）」を「山梨県立
青い鳥老人ホーム」に改める。

第三条中「センター」を「山梨県立青い鳥老人ホーム」に改め、同条の表四の項から

六の項までを削る。

別記様式中「山梨県立青い鳥福祉センター」を「山梨県立青い鳥老人ホーム」に、
「山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例」を「山梨県立青い鳥老人ホーム設置
及び管理条例」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

山梨県規則第九号

山梨県障害者幸住条例施行規則を次のように定める。

平成二十八年三月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県障害者幸住条例施行規則

第一条 この規則は、山梨県障害者幸住条例（平成二十七年山梨県条例第五十号。以下
「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特定施設)

第二条 条例第十九条の規則で定める施設は、別表第一(イ)欄に掲げる施設で、その施設
の規模（その施設の用途に供する部分の床面積（増築しようとする場合にあっては、
増築後の床面積）の合計をいう。以下同じ。）が同表(ロ)欄、(ハ)欄又は(ニ)欄に定める規
模に該当するものとする。ただし、その施設の用途に供する部分の床面積の合計のう
ち、新築、増築又は改築に係る部分が二千平方メートル以上である場合については、
この限りでない。

(特定施設整備基準)

第三条 条例第二十条第二項の規則で定める基準は、別表第二のとおりとする。

(新築等の届出書)

第四条 条例第二十二條第一項の規定による届出は、特定施設の新築等の工事に着手す
る日の三十日前までに、特定施設新築等届出書（第一号様式）を提出して行わなけれ
ばならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 特定施設整備調査書（第二号様式）

二 付近の見取図

三 配置図

四 平面図